

大 個 審 第 2 7 号  
( 答 申 第 1 5 6 号 )  
平成 1 9 年 1 0 月 3 1 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会  
会 長 錦 織 成 史

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成 1 9 年 8 月 2 2 日 付 け 税 政 第 1 5 3 5 号 で 諮 問 の あ り ま し た 「 府 税 事 務 所 及 び 自 動 車 税 事 務 所 に お け る 防 犯 カ メ ラ に よ る 個 人 情 報 の 収 集 等 」 に 係 る 大 阪 府 個 人 情 報 保 護 条 例 （ 以 下 「 条 例 」 と い う 。 ） 第 7 条 第 3 項 第 7 号 に 規 定 す る 個 人 情 報 の 本 人 収 集 の 原 則 に 対 す る 例 外 事 項 及 び 条 例 第 8 条 1 項 第 9 号 に 規 定 す る 個 人 情 報 の 目 的 外 利 用 及 び 提 供 の 禁 止 の 原 則 に 対 す る 例 外 事 項 に つ い て は 、 審 議 の 結 果 、 下 記 事 項 に 留 意 し て 、 個 人 情 報 の 保 護 に 万 全 の 措 置 を 講 じ る こ と を 前 提 に 、 本 件 収 集 及 び 提 供 に 関 し て 例 外 事 項 に 該 当 す る も の と し て 取 り 扱 っ て 差 し 支 え な い も の と 認 め ま し た の で 、 答 申 し ま す 。

記

- 1 防犯カメラの設置及びこれにより個人情報を収集することについて、来庁者及び職員に対し、庁舎内における紙面の掲示や口頭による通知等の方法により、十分周知すること。
- 2 本件において収集した個人情報の管理に関しては、防犯カメラの管理要綱において、管理責任者、個人情報取扱者、保管場所及び保管期間等について明記し、漏えい・流出等が起こらないよう十分留意するとともに、当該情報を保有する必要がなくなったときは確実かつ速やかに廃棄又は消去すること。
- 3 本件において収集した個人情報を第三者へ提供することについて、防犯カメラの管理要綱等において、提供先及び提供することができる場合をあらかじめ明記し、厳格に運用すること。
- 4 本件において収集した個人情報の利用は、本件諮問の内容の範囲内に限定すること。